

# P T A 会則

保存版

- \* 卒業まで大切に保管してください。
- \* 会則の変更が生じた際は、再発行いたします。

東京都足立区立花保小学校 P T A

## < 目次 >

- ・ 第一章 . . . 名称
- ・ 第二章 . . . 目的
- ・ 第三章 . . . 方針
- ・ 第四章 . . . 会員
- ・ 第五章 . . . 会計
- ・ 第六章 . . . 役員選出
- ・ 第七章 . . . 各役員の任務
- ・ 第八章 . . . 会議及び集会
- ・ 第九章 . . . 付則
- ・ 細則規定
- ・ 内規
- ・ 個人情報取扱規約
- ・ PTA 運営組織表

# 足立区立花保小学校PTA会則

(令和2年4月24日改正)

## 第一章 名称

第1条 本会は東京都足立区立花保小学校PTAと称し、本部を花保小内におく。

## 第二章 目的

第2条 本会は本校児童により良い教育をめざし、保護者と教員の教育への願いにもとづき、会員相互が親和協力一体となって民主的な教育の確立と向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1 保護者、教員は研修を深め協力して児童の幸福をめざし、心身の健全な育成をはかる。
- 2 学校と家庭の連絡を緊密にし、児童の人間育成に必要な教育的環境の整備拡充をはかる。
- 3 学校教育が充分進められるように必要なあらゆる条件を向上させる中で民主的な教育をはかる。
- 4 児童の安全通学など、より良い教育的環境を地域社会に形成するように働きかける。
- 5 その他必要と認めた事項。

## 第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的独立団体であって、本来の目的以外のいかなる団体にも利用されてはならない。

第5条 本会は学校教育について討議し、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。

## 第四章 会員

第6条 この会の会員を次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者であって、この会の目的に賛同し、所定の会費を納めるもの。
- 2 本校の教職員であって、この会の目的に賛同し、所定の会費を納めるもの。
- 3 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第 五 章 会 計

- 第7条 本会の経費は、会費その他の収入金をもってあてはまるものとする。但し、会費は細則規定によるものとする。
- 第8条 本会の会計は、総会において議決された予算にしたがって執行する。
- 第9条 本会の決算は、会計監査の議を経て総会において承認をうけるものとする。

## 第 六 章 役 員 選 出

- 第10条 本会に次の役職を置く。
- 1 会長 1名 (保護者)
  - 2 副会長 3~6名 (保護者・副校長)
  - 3 書記 若干名 (保護者・教員1名)
  - 4 会計 若干名 (保護者・教員1名)
- ※但し、役員欠損が生じたときは、臨時委員総会において補充する。任期は前任者の残任期とする。年度内の行事内容等により、人数を増員することも可とする。
- 5 各専門部部長 (保護者1~2名)
  - 6 会計監査 (保護者若干名)
  - 7 顧問 (校長・歴代会長)
- 第11条 本会の役員は会員の中から選出する。副会長、書記、会計、会計監査の任期は2ヶ年、それ以外の役員の任期は1ヶ年とし再任を妨げない。
- 付記 但し、役員及び部長はその他の委員を兼任できない。
- 第12条 役員を選出は次のとおりにする。
- 1 各部の委員は各学級PTAより若干名選出する。学年部は学級委員長(正・副)を兼任しその中から学年部長を互選する。また教員より互選により若干名の各部委員を選出する。各部長は各部専門部に所属して活動すると同時に学年・学級PTAを推進するものとする。
  - 2 会長・副会長・書記・会計・会計監査の選出は、立候補及び推せんによるものとし、選挙管理委員会の報告した名簿に対して、総会の承認により決定する。
  - 3 選挙管理委員は、5・6学年の各学級より各1名、教員より2名を互選で選出する。なお、選挙管理委員会の任期は内規の定めるところによる。
  - 4 庶務部は、任期を終えた副会長、書記、会計、会計監査が就き、執行部業務の引継ぎ、執行部業務の補佐を行うものとする。また他の委員との兼務も可能とする。

## 第七 章 各役員の仕事

第13条 各役員の仕事は次のとおりである。

- 1 会長は総会及び委員総会、運営委員会を招集し、本会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をなす。
- 3 書記はすべての集会を準備し、活動をするための実務をおこない議事を記録する。
- 4 会計は本会の金銭の収支を正確に記録する。
- 5 会計監査は金銭の収支を明確に監査し、総会に報告する。
- 6 各年度の役員は新年度の役員が決定するまで残務を処理する。
- 7 運営委員会は会長・副会長・書記・会計・会計監査及び各部長・副部長で構成する。
- 8 総会及び運営委員会の決議事項を処理し、PTAの活動の企画運営の中心となる。

## 第八 章 会議及び集会

第14条 本会は学年PTA・学級PTA・地域PTAを活発にし、会員の意見を尊重し、その要望にもとづいて一切の集会を充実させることを基とする。

第15条 学年部・文化部・広報部・校外生活部・図書部・環境美化部・庶務部は委員総会の承認を経て活動方針の具体化につとめる。

第16条 運営委員会の構成ならびに仕事は次のとおりとする。

- 1 運営委員会は会長・副会長・書記・会計・会計監査・各正副部長・各学級代表で構成しこれを会長が招集する。
- 2 会議における採択は、出席者の過半数をもって採択されるものとする。
- 3 総会で決定した活動方針にもとづいて、その具体化を審議する。
- 4 総会に報告し提案する原案を作成する。
- 5 各専門部の問題点、事業計画を審議する。
- 6 学級PTA・学年PTA・地域PTAでの話し合いの進め方などを審議する。
- 7 学年・学級PTAは、教育懇談など話し合い、学び合うPTA活動の中心になるものとする。

第17条 委員総会の構成ならびに仕事は次のとおりとする。

- 1 委員総会は、役員及び各学級より選出された委員で構成し、これを会長が招集する。
- 2 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であって予算・決算とその他重要事項について審議する。
- 3 委員総会は、委任状を含め構成委員の三分の一で成立し、出席者の

過半数の同意をえて議決する。

第18条 総会

総会は本会の最高議決機関であつて、次の事項について毎年一回会長がこれを招集する。但し、運営委員会で必要と認めるとき、または五分の一以上の要求があつた場合は臨時に召集する事ができる。

- 1 会則の変更
- 2 活動のまとめ
- 3 新役員の承認・活動方針・予算の議決
- 4 その他必要と認めた事項

第19条 慶弔・表彰の規定は内規の定めるところによる。

## 第 九 章 付 則

第20条 校長・副校長は、すべての会議に出欠し、意見をのべることができる。

第21条 校長及び本会の歴代会長を顧問とする。但し顧問には議決権はない。

第22条 本会則は昭和48年6月 日より施行する。

昭和59年5月12日より一部改正する。

昭和60年5月11日より一部改正する。

昭和61年5月17日より一部改正する。

平成 元年3月 4日より一部改正する。

平成 2年5月12日より一部改正する。

平成 3年5月11日より一部改正する。

平成 4年5月16日より一部改正する。

平成 8年3月 2日より一部改正する。

平成11年5月 6日より一部改正する。

平成16年5月11日より一部改正する。

平成18年5月 6日より一部改正する。

平成20年5月 1日より一部改正する。

平成23年4月28日より一部改正する。

平成24年5月10日より一部改正する。

平成26年4月 1日より一部改正する。

平成27年4月24日より一部改正する。

平成29年4月28日より一部改正する。

平成31年4月26日より一部改正する。

令和 2年4月24日より一部改正する。

## 細 則 規 定

第1条 本会の会費は年額 金3,000とする。(平成23年度より)

第2条 年度途中の転入・転出の区分及び金額は別表のとおりとする。

別表【転 入 生】(平成16年度より)

時 期	徴収金額
4月 ～ 8月末	3,000円
9月 ～ 12月末	1,500円
1月 ～ 3月末	徴収しない

別表【転 出 返 金】(平成24年度より)

時 期	返金金額
4月 ～ 7月 (夏休み前まで)	1,500円
8月 ～ 12月 (冬休み前まで)	1,000円
1月 ～ 3月	返金しない

## 内 規

### 1. 慶弔

第1条 花保小学校PTA(会員ならびに児童)の慶弔金に関する事項を区分及び金額は別表のとおりとする。

第2条 この規定に定めない事項(災害等も含む)で、必要と認められる場合は、会長及び副会長において決定し次回の運営委員会に報告することとする。

※これらの内規により、祝・見舞い等・学年や学級、その他PTA内では別におこなわない。

別表

種 別	核 当 者	金 額
結 婚	教職員	5,000円
死 亡	会員・児童・教職員	5,000円
	教職員の配偶者及び子	5,000円
	教職員の実父母	5,000円

### 2. 表彰

第1条 役員・各部長としたものが、この会の退会をするときは、感謝状を贈りその労をねぎらう。

### 3. 選挙管理委員会の任務

第1条 候補者の立候補及び推薦を受け付ける。

第2条 候補者が定数をこえない場合は無投票当選とする。こえる場合は受け付けた候補者名簿を公示して投票を行い、投票の結果を会員に報告する。

第3条 新役員名簿を総会に報告する。

# P T A 運営組織表

